

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年 5月 1日

奈良県立橿原考古学研究所
副所長 田中 裕之

1. 業務の概要

(1) 業務名

飛鳥宮復元模型制作業務

(2) 業務の目的

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館常設展示室の飛鳥宮復元模型は1997年のリニューアル時に制作したものであり、その後30年間の調査成果が反映されておらず、来館者に誤解を与える可能性がある。令和8年の世界遺産登録を目指しているこの時期にこそ最新データを反映させた模型に刷新することで、収蔵品の価値とともに館の魅力も高め、一層の誘客につなげることを目的として本業務を実施する。

(3) 業務の内容

①飛鳥宮復元模型の制作

- ・制作する模型は、附属博物館第3展示室に設置・公開する。
- ・研究所が提供する建物図面及び関連資料に基づき、模型を制作及び設置する。
- ・既存の模型を破壊すること無く分割・撤去し、養生したうえで博物館内収蔵庫に運搬する。
- ・特記事項（仕様書5の（6）参照）
- ・打ち合わせ協議

②事業実施報告書の作成

※内容詳細は別紙、『飛鳥宮復元模型制作業務委託仕様書』に記載。

(4) 委託料上限額

34,540,000円（消費税および地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

(5) 業務の仕様等

4の（2）により配布する、飛鳥宮復元模型制作業務委託仕様書（以下「仕様書」）に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

2. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7) 物品入札等に係る競争入札の参加資格等に関する規程による競争入札参加資格者で、営業種目「D 図書・教材類、2教材用具、③標本」で登録していること。
- (8) 主な取扱品目・業務内容に、模型・標本・見本が記載されている者であること。
- (9) 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (10) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) (11)及び(12)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (14) 過去に、本件と同程度の規模・縮尺の仕様によって、飛鳥・奈良時代の王宮・都城・国衙等の復元模型制作業務を3件以上受注し完成した実績があること。元請けから工事の一部として模型制作業務を請け負い、模型制作業務全般を実施した場合も含む。
- (15) 橿原考古学研究所附属博物館で実施する対象物説明会に参加すること。

3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町1番地
奈良県立橿原考古学研究所
TEL : 0744-24-1101 FAX:0744-24-6747

(2) 仕様書の配布

公告の日から令和8年 5月13日(水) 15時までの間に、「奈良県立橿原考古学研究所ホームページ」から入手するものとする。

(3) 飛鳥宮復元模型制作業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」）の配布

公告の日から令和8年 5月13日(水) 15時までの間に、「奈良県立橿原考古学研究所ホームページ」から入手するものとする。

(4) 対象物説明会

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

(5) 参加表明書、企画提案書等の提出

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

(6) 質問の受付

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

5. 受託者の選定

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

6. 受託者

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

7. その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 本業務の詳細は、4の(2)により配布する仕様書および4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。